四　平成三十年十月三十一日までに東日本大震災により被害を受けた水産業の振興対策に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

五　平成三十年十月三十一日までに、特定県以外の道府県について、原子力発電所の事故（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故をいう。以下同じ。）により当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壌等の除染に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

六　平成三十年十月三十一日までに、特定県以外の道府県について、原子力発電所の事故に伴い実施する風評被害対策等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

七　平成三十年十月三十一日までに、原子力発電所の所在する道府県及びその周辺の道府県において緊急に実施する原子力災害に関する防災のための施策に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

八　平成三十年十月三十一日までに、東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

九　平成三十年十月三十一日までに、特定県並びに特定市町村（地方団体に対して交付すべき平成三十年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（平成三十年総務省令第二十八号）第二条第一項第五十二号に規定する特定市町村をいう。以下この号及び附則第十条第一項第九号において同じ。）に、東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七の規定により特定県及び特定市町村以外の地方公共団体から派遣され、当該地方公共団体の職務に復帰した職員について、当該職員のメンタルヘルス対策に要した経費として総務大臣が調査した額

2　平成三十年度に限り、第二条第一項第一号の表第三号、第四号、第六号、第八号、第十一号、第四十九号、第五十六号及び第七十一号の規定は、東日本大震災については、適用しない。

（東日本大震災に係る市町村の十二月分の算定方法の特例）

第九条　平成三十年度に限り、第三条第一項第一号イの額は、同号イの規定によって算定した額に、次の各号によって算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　平成三十年十月三十一日までに東日本大震災の被災地域の応援等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（特定被災地方公共団体である市町村及びその区域が特定被災区域（法第二条第三項に規定する区域をいう。）内にある特定被災地方公共団体以外の市町村（以下「特定市町村」という。）以外の市町村にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）

二　平成三十年十月三十一日までに東日本大震災の被災者の受入れ等の支援に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（特定市町村以外の市町村にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）

三　前条第一項第三号に規定する算定方法に準じて算定した額

四　平成二十九年十月三十一日までに東日本大震災により被害を受けた水産業の振興対策に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

五　平成二十九年十月三十一日までに、特定県以外の道府県について、原子力発電所の事故（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故をいう。以下同じ。）により当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壌等の除染に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

六　平成二十九年十月三十一日までに、特定県以外の道府県について、原子力発電所の事故に伴い実施する風評被害対策等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

七　平成二十九年十月三十一日までに、原子力発電所の所在する道府県及びその周辺の道府県において緊急に実施する原子力災害に関する防災のための施策に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

八　平成二十九年十月三十一日までに、東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

九　平成二十九年十月三十一日までに、特定県並びに特定市町村（地方団体に対して交付すべき平成二十九年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（平成二十九年総務省令第三十八号）第二条第一項第四十八号に規定する特定市町村をいう。以下この号及び附則第十条第一項第九号において同じ。）に、東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七の規定により特定県及び特定市町村以外の地方公共団体から派遣され、当該地方公共団体の職務に復帰した職員について、当該職員のメンタルヘルス対策に要した経費として総務大臣が調査した額

2　平成二十九年度に限り、第二条第一項第一号の表第三号、第四号、第六号、第八号、第十一号、第四十九号、第五十六号及び第七十一号の規定は、東日本大震災については、適用しない。

（東日本大震災に係る市町村の十二月分の算定方法の特例）

第九条　平成二十九年度に限り、第三条第一項第一号イの額は、同号イの規定によって算定した額に、次の各号によって算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　平成二十九年十月三十一日までに東日本大震災の被災地域の応援等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（特定被災地方公共団体である市町村及びその区域が特定被災区域（法第二条第三項に規定する区域をいう。）内にある特定被災地方公共団体以外の市町村（以下「特定市町村」という。）以外の市町村にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）

二　平成二十九年十月三十一日までに東日本大震災の被災者の受入れ等の支援に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（特定市町村以外の市町村にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）

三　前条第一項第三号に規定する算定方法に準じて算定した額